

朝倉市新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためのイベント等開催判断基準

令和2年2月21日 朝倉市
令和2年3月2日 一部改訂
令和2年3月23日一部変更
令和2年3月30日一部変更
令和2年4月8日効力停止
令和2年5月25日運用再開
令和2年6月12日一部変更
令和2年7月3日一部変更
令和2年7月17日一部変更
令和2年7月27日一部変更

1 対象イベント等

イベントの規模や種別を問わず、不特定多数が参加する行事全般で、朝倉市が主催もしくは実行委員会等で実質的に主催の立場にあるもの。

2 対象期間

令和2年7月10日から当面の間(状況の変化に伴い、対応を変更する場合あり)

3 判断基準

判断基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- ① 屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが余儀なくされる
- ② その規模が、屋内にあっては「収容定員の半分以下」、屋外にあっては「5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保(おおよそ2m)」を超えるものである
- ③ 緊急性・重要性が低い

4 判断内容

3の判断基準に該当するときは、次のいずれかの判断とする。

- ① 延期または中止
- ② 規模、対象等を制限することで3の状態が除外される場合、部分的に開催

※なお、部分的開催も含め、イベント等開催を決定した場合は、特段の感染拡大防止措置(発熱等の症状がある方の参加自粛や入口での防疫体制などの措置)をとる。